



～あなたも民商の共済会に～

会員・配偶者は無条件で加入可  
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

# 村上民商ニュース

2019/4/22

NO.316 村上九日市129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

消費税増税はキッパリ中止！消費税は5%に！

## 「消費税の複数税率・インボイス」

安倍政権は2019年10月から消費税10%への引き上げと、2023年10月から複数税率・インボイス方式を導入しようとしています。食料品などについては消費税10%にせず、今の8%のまま据え置くというものが軽減税率で、酒類・外食は10%となります。

「軽減税率」の導入によって、政府は「低所得者への配慮」と国民をごまかそうとしていますが、「軽減税率」が導入されても消費税が10%になれば、年間一世帯当たり約8万円の負担が増えます。負担軽減というのなら、消費税を5%に戻すべきです。

この導入を阻止しようと、全商連は問題点などを知らせるアニメ動画を作成、湖東税理士の解説が入っており問題点が分かりやすくなっています。

全商連のホームページからご覧いただけます。

全商連



- ◆ 所得税納付期限 口座引落の方は、4月22日(月)に振替日です。
  - ◆ 消費税納付期限 口座引落の方は、4月24日(水)に振替日です。
- ☆口座引落の方は、残高の確認を。

事務所の休みのお知らせ  
4月27日(土)から5月6日(月)まで事務所が休みになります。  
4月会費の集金は、普段より早めになる場合がありますので、ご協力をお願いします。



## 4月の無料法律相談

日時 4月23日(火)

午前10時30分から

会場 村上民商事務所  
新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談を希望の方は、4月19日(金)までに民商へ連絡をお願いします。その後の受付分は、次回5月の相談とさせていただきます。  
☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。  
☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。事務局まで連絡を。